

はい作業主任者技能講習のご案内

【山梨労働局長 登録 第11号】

高さが2メートル以上のはい付け又は、はいくずしの作業を行う場合は、事業者は「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

陸運労災防止協会山梨県支部では山梨労働局長の登録教習機関として、この講習を実施しております。

- 実施予定
 - 平成30年8月28日(火) 8:30~17:30
 - 平成30年8月29日(水) 8:30~12:50(講習終了後、試験実施)
- 講習会場 「山梨県自動車総合会館」(山梨県トラック協会)4F
山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7
- 駐車場 「フォークリフト実技試験場」
山梨県笛吹市石和町唐柏671-2
- 受講資格者 はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者
- 講習科目の範囲と時間

講習科目	範囲	講習時間
「はい」に関する知識	はいの種類 型の選択及び検数	3時間
人力によるはい付け又ははいくずしの作業に関する知識	監督指導の方法 作業計画のたて方 補助具等の点検整備 危険状態の緊急処置 安全作業一般及び作業標準	5時間
機会等によるはい付け又ははいくずしに必要な機械荷役に関する知識	監督指導の方法 作業計画のたて方 補助具等の点検整備 危険状態の緊急処置 安全作業一般及び作業標準	3時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) 及び労働安全衛生法規則中の関係条項	1時間

※はいとは、荷の流通過程で荷の保管、借り置き、検数、燻蒸等を行うために、倉庫、上屋、又は土場に重ねられた荷(小麦、大豆等のばら物を除く)集団をいう。

※はい作業とは袋物や箱物の荷を一定の方法で、規則正しく積み上げたり(これはい付けという)、積み上げられた荷を移動するために、くずしたり(これはいくずしという)する作業をいう。

- 講習料 11,500円(テキスト代1,500円を含む)

振込先

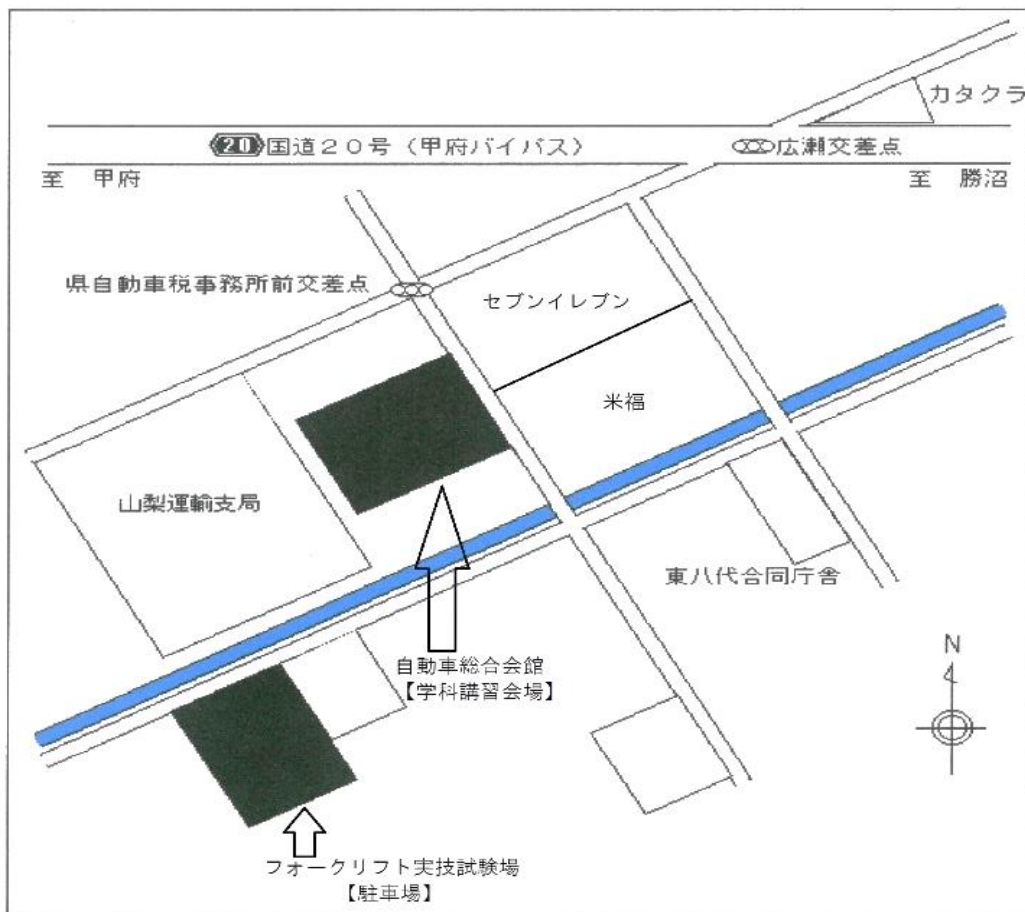
指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店
口座番号 普通預金 28771
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部
山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7 TEL 055-262-5561

※振込手数料はご負担下さい。

7. 申し込み方法等

- ①所定の申込書に所要事項に記入して、持参又は郵送して下さい。
- ②写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm程度のモノ、裏に氏名を記入して申込書に貼らずに)を添付して下さい。
- ③申込書の受理と講習料の振込確認後、受付完了となります。
- ④日程が決まりましたら、受講票(はがき)を送付いたします。

案内図



〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7
山梨県自動車総合会館1F(トラック協会内)
TEL 055-262-5562
FAX 055-263-2036